

No.	区分	頁	条項	質問	回答
1	特記仕様書	7	8.貸与資料	提案書作成のため、過去の資料の閲覧またはデータを提供頂くことは可能でしょうか。	入札参加希望者は、必要に応じて過去の本業務に係る資料を福島地方環境事務所内で閲覧できます。資料閲覧を希望する場合、予め連絡の上、訪問日時及び閲覧資料を伝えて下さい。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止します。また、閲覧希望資料が情報セキュリティ保護等の観点から、開示できない場合がありますので予めご了承下さい。 【連絡先】 福島地方環境事務所 土壌再生利用事業推進課 (TEL:024-563-1297)
2	特記仕様書	2	7(1)⑪	「情報セキュリティの管理体制」は、個人情報扱う各マネジメントシステムでの管理体制と理解いたします。その上で取得が必須となるマネジメントシステムをご教示ください。また、これら管理体制を示す場合、どのような対応になるのかご教示ください。	特記仕様書第16項に記載の「環境省情報セキュリティポリシー（第11版）」をご確認いただき、必要なマネジメントシステム及び管理体制をご検討ください。
3	特記仕様書	4	7(5)①	河道設計には「床止め工部は計画高水流量Q=140m <sup>3</sup> /sec、それ以外の河道は計画高水量Q= 101m <sup>3</sup> /secで設計し、河道断面が変化する箇所は擦り付け部の設計を行うものとする」と記載されていますが、河道設計に用いる計画高水流量Q=101m <sup>3</sup> /sと理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	特記仕様書	4	7(5)①イ	護岸設計では「…洪水時に流出が想定される転石に耐えられる構造とし…」と記載されていますが、想定する転石等の条件や諸元（質量など）は教示頂けると理解して宜しいでしょうか。	本件は河川管理者との協議により決定する事項であり、設計条件等は変更する場合があります。
5	特記仕様書	4	7(5)①エ	多自然川づくり基本方針を取り組む場合、維持管理にも関わる事から、既往成果方針で示された河道設計条件を検討する作業と理解しますが、環境保全措置を判断する機関は河川管理者と理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	特記仕様書	4	7(5)②ア	「造成設計は、関係行政機関、地権者等の地元以降・要望を反映した基盤面設定に基づき設計すること」と記載されていますが、基盤面設定は、区画形状を含む基盤面は指示されると理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	区分	頁	条項	質問	回答
7	特記仕様書	5	7(5)③	道路設計で「県道凸部北側の溜水について、将来の県道拡幅を考慮した排水計画を立案することとする」と記載されていますが、排水基準等は別途協議で決定すると理解して宜しいでしょうか。なお、排水計画は、将来の改修を見込んだ計画立案と理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
8	積算参考資料	6	護岸詳細設計	両岸計上した積算ですが、多自然川づくり基本方針との整合から別途協議事項として理解して宜しいでしょうか。	積算上は、設計業務等標準積算基準書における護岸詳細設計（両岸）の標準歩掛を計上しています。
9	積算参考資料	31	整地設計	盛土造成設計における積算資料は、計画高検討決定が造成面決定と理解しますが、設計数量面積をご教示ください。また、基盤面に対する整形設計が含まれておらず、農地基盤全般（ほ場整備設計成果等）の資料提供があると理解して宜しいでしょうか。	積算上の設計数量面積は標準（5.0ha～10.0ha未満）で計上しています。また、農地基盤全般（ほ場整備設計成果等）については契約後に別途提供する予定です。
10	積算参考資料	37	道路詳細設計	積算参考資料には、排水計画立案に相当する工種が見当たりませんが別途協議と理解して宜しいでしょうか。	積算上は、設計業務等標準積算基準書における道路詳細設計（A）の標準歩掛に含まれています。